

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部改正に伴い、同条例施行規則についても文言の整理を行う。

第2 改正の内容

- (1) 第2条第2項第1号中「精神障害者福祉手帳」を「精神障害者保険福祉手帳」に改める。
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第38号

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則の 一部を改正する規則

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「医療保険各法による被保険者証若しくは組合員証又は被扶養者証」を「被保険者証等」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者にあつては、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳、重度の知的障害と判定され、若しくは診断された書類又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳

附 則

この規則は、公布の日から施行する。